

我が国の電波の使用状況(整理基準)

- (1) 本資料は、電波法において「電波」と定義されている3000GHz以下の電波について、我が国における周波数帯ごとの使用状況を図示したものです。
- (2) 各周波数帯において複数の用途がある場合は、代表的なものを記載しています。また、多段になっているものは、それらの用途で周波数を共用していることを示しています。
- (3) 白抜きとなっている周波数帯において記載されている用途は、現在割当てはないものの、無線通信規則又は周波数割当計画において特定されているもの、あるいは将来割り当てを予定しているものを示しています。
- (4) 用途の記載のない周波数帯においても、実験局等の個別の無線局への周波数の割当てがあることがあります。
- (5) なお、周波数の割当てに関して総務省が法令に基づき作成して公開している資料は、以下のとおりです。
 - ① 周波数割当計画 ……無線通信の業務別、無線局の目的等別に割り当てることが可能な周波数を示す表(郵政省告示第746号(平成12年11月30日)。総務本省及び各総合通信局で閲覧できるほか、インターネットによる入手も可能。
URLは<http://www.tele.soumu.go.jp/search/share/index.htm>
 - ② 電波法関係審査基準 …無線局免許申請を審査する際の基準であり、局種ごとに各用途に対して割り当てることが可能な周波数を記載。
総務本省及び各総合通信局で閲覧可能。

3000kHz以下

